

# いじめ防止基本方針

## ※ 栃木市のいじめ防止等に関する基本理念

- すべての児童生徒は、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行動します。
- 学校は、教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促します。
- 保護者は、その保護する児童生徒が、いじめを行うことがないよう規範意識の醸成に努めます。
- 市、学校、家庭、関係機関等の連携のもと、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どこの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

ここでいういじめとは、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を指します。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、市・県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「小野寺小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### 1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「児童指導連絡会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。『小野寺小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画』参照

### 2 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人ひとりが意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導の充実」に取り組みます。
- 児童一人ひとりに豊かな心を育み、道徳性を身につけさせる教育活動を通して、「相手を思いやる心」「いじめを許さない心」「生命尊重の精神」を育成します。
- 教育相談を充実し、年3回の教育相談週間はもとより日常的に教育相談を行い、全教職員が個々の児童から話を聞く機会を設けます。
- 学校の教育活動全体を通じて、全教職員が、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促します。また、教職員の不適切な認識や言動がないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- 児童会を中心とした「いじめ0（ゼロ）実行委員会」を設け、いじめ根絶集会など、児童が自主的にいじめ問題について考え議論・実践する場を設けます。
- 障害のある児童、外国人の児童等特に配慮が必要な児童については、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

### 3 いじめの早期発見と対応に向けて

- いじめは目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを十分認識して対応に当たります。
- いじめアンケートの実施や教育相談等を通して、いじめの早期発見に努めます。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わります。
- 教職員全体で個々の児童を見取り情報交換することにより、いじめの早期発見と対応に努めます。
- 外部からの情報について、相談窓口を一本化し、家庭や地域に周知し、迅速且つ丁寧に対応します。

### 4 いじめへの対応

- いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導します。また、「いじめ対策委員会」を速やかに開き、対応策を協議します。この会議には必要に応じて栃木市教育委員会の臨床心理士やスクールカウンセラーなどの専門家にも参加していただき、専門的立場から助言をいただきます。この会議の内容は全職員に知らせ、全校体制で指導に当たります。
- いじめを発見した場合やいじめに関わる情報に接したときは、特定の教員で抱え込まず速やかに学校のいじめ対策組織において対応します。
- いじめの事実を確認できた場合、詳細を確認した上、加害・被害双方の児童の保護者に報告をします。
- いじめられた児童及び保護者への支援は、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を取り除けるよう指導をします。
- いじめた児童への指導では、その児童の状態を把握するとともに、自らの行為の責任を自覚させながら、指導・支援をします。また、その保護者に対しては、事実に対する理解を得た上で、学校と連携した対応を求めます。
- いじめが解決したと思われる場合でも、児童・保護者に対して継続的な指導・支援をします。いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること、被害者が心身の苦痛を感じていないことを確認します。

### 5 地域や家庭・関係諸機関との連携

- 「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢や学校の取り組み等を、学校だよりやPTA 総会などで積極的にお知らせします。
- 家庭や地域、関係諸団体と連携を図り、学校外の見守り体制を整備します。
- インターネットなどを利用した不適切な書き込み等については、削除依頼するなどの必要な措置をとります。また、必要に応じて、法務局の人権擁護機関や警察等に協力を求めます。

### 6 いじめの解消について

- いじめは、単に謝罪をもって解消したとは認めません。少なくとも、以下の2つの要件が満たされていることを確かめます。
  - ①いじめに係る行為が止んでいること
  - ②いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 教職員は、いじめられた児童及びいじめた児童については、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

### 7 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の項目に位置づけ、学校評価において目標の達成状況を評価します。また、結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図ります。

(改定 令和2年3月)